

三重大学関係病院長会議会則

(昭和 52 年 12 月 2 日制定)

(平成 10 年 2 月 13 日改正)

(平成 28 年 3 月 29 日改正)

(平成 31 年 1 月 23 日改正)

(名 称)

第 1 条 本会は、三重大学関係病院長会議と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を三重大学医学部附属病院内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、三重大学関係病院、三重大学医学部、三重大学大学院医学系研究科及び三重大学医学部附属病院の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- 一 三重大学関係病院及び三重大学医学部附属病院間の連携を密にして、相互の医療レベルを発展させるために協議、情報の交換を行う。
- 二 三重大学関係病院及び三重大学医学部附属病院における初期臨床研修、専門医研修の相互の充実を図る。
- 三 その他三重県における地域医療の発展及び病院管理運営の向上等を企図する。

(組 織)

第 4 条 本会は、次の会員で組織する。

- 一 三重大学医学部、三重大学大学院医学系研究科及び三重大学医学部附属病院と密接な関係を有し、本会の主旨に賛同する病院の病院長等
- 二 三重大学大学院医学系研究科及び三重大学医学部附属病院の臨床系教授
- 三 その他、本会において推薦された者

2 会長が必要と認める場合は、前項以外の者を加えることができる。

(役 員)

第 5 条 本会に、会長、副会長を置く。

- 2 会長は、三重大学医学部附属病院長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が委嘱する。

(会 議)

第 6 条 本会は、年 2 回の定例総会を開くものとする。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(部 会)

第 7 条 本会の下に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に関して必要な事項は別に定める。

(経 費)

第 8 条 本会の運営に要する諸経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会則の変更)

第 9 条 会則を変更する場合は、総会において出席した会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

附 則

この会則は、昭和52年12月2日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年2月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年2月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年1月23日から施行する。